

三種町緊急経済対策関連情報

新型コロナウイルス感染症に伴う独自支援事業

感染防止対策補助金 町独自支援

申請期限：1月31日

対象経費の購入期限は令和2年12月31日までに購入または改装が完成したのとなっております。

- **補助金** 1事業者につき上限10万円
- **対象事業者**
 - ・町内に住所を有する事業者
 - ・町内に事業所を有する法人または個人事業者
- **対象要件**
 - ・新型コロナウイルス感染防止対策として令和2年3月1日から12月31日までに購入（支払完了）または改装が完成したものに
かかる経費

主なもの

アクリル板、空気清浄機、マスク、消毒液等の購入費および新しい生活様式に対応するための改装費

◆申請・問い合わせ先 緊急経済対策室 ☎74-6422

中小事業者等の新型コロナウイルス感染症にかかる 固定資産税の軽減措置

申告期限：2月1日

新型コロナウイルス感染症および感染拡大防止のために行われた措置の影響により、事業収入が減少している中小事業者等の負担軽減を目的に、固定資産税の課税標準額を令和3年度課税分に限り軽減します。

対象

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期と比べて30%以上減少している中小事業者等が所有する事業用家屋および償却資産（ただし、土地や住宅用の家屋は対象外）

※中小事業者等とは

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（大企業の子会社は除く）
- ・資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主

軽減割合

- 30%以上50%未満減少している者…………… **2分の1**
- 50%以上減少している者…………… **全額**

軽減を受けるための手続き

軽減を受けたい中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等（税理士や公認会計士、弁護士など）に、軽減措置の要件に合致しているか確認を受ける必要があります。

認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書等を税務課へ提出してください。

●必要書類

- ・申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）
※申告書は、町ホームページや税務課で取得できます。
※事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることの誓約などを記入してください。
- ・収入が減少したことを証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
- ・特例対象家屋の事業割合を示す書類（青色申告決算書の写しなど）
※認定経営革新等支援機関等に提出した書類と同じもの（コピー可）を提出してください。
※償却資産の特例対象資産一覧は、毎年行われる申告をもって提出したことになります。

◆申請・問い合わせ先 税務課 賦課係 ☎85-4828